平成２８年（フ）第３５８号
岩手県紫波郡矢巾町大字西徳田第４地割９番地59
債務者　里舘　陽子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
盛岡地方裁判所第２民事部

平成２８年（フ）第２７５号
愛知県稲沢市小沢１丁目８番３号　ドミール・カトレア201
債務者　青木　克敏
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第２７６号
愛知県稲沢市小沢１丁目８番３号　ドミール・カトレア201
債務者　青木絵美子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２８年（フ）第３２１号
愛知県一宮市北今字葭山36番地２　プラスパダイトク203号
債務者　野口由美子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
名古屋地方裁判所一宮支部

平成２９年（フ）第１号
和歌山県御坊市塩屋町南塩屋107番地
債務者　玉置みや子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２９年（フ）第２号
和歌山県日高郡日高町大字志賀1125番地の３
債務者　橋本　洋子（旧姓木下）
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
和歌山地方裁判所御坊支部

平成２８年（フ）第２８７号
香川県高松市飯田町1300番地
債務者　杉本　美緒
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前10時15分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１号
香川県高松市田村町1179番地市住５－407
債務者　山下　**靜**子
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第８号
香川県高松市西宝町１丁目17番10－304号　加藤マンション
債務者　外山　元気
1　決定年月日時　平成29年２月９日午後２時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２９年（フ）第１０号
香川県高松市扇町３丁目６番19－208号　シャンポール扇町
債務者　田中　良一
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月６日まで
高松地方裁判所民事部破産・再生係

平成２８年（フ）第２６５号
長崎県長崎市宿町220番地　市営宿町第２アパート３棟501号
債務者　河村　弘美
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２８年（フ）第２６６号
長崎県長崎市宿町220番地　市営宿町第２アパート３棟501号
債務者　河村いずみ
1　決定年月日時　平成29年２月９日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
長崎地方裁判所民事部破産係

平成２９年（フ）第６号
沖縄県豊見城市字渡橋名212番地
債務者　新垣　美咲
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月７日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２８年（フ）第６１２号
仙台市泉区黒松３丁目２番13－404号、従前の住所仙台市太白区西中田７丁目16番18号　リバティハイツ南仙台103
債務者　海老沢　純
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第６１３号
仙台市泉区黒松３丁目２番13－404号、従前の住所仙台市太白区西中田７丁目16番18号　リバティハイツ南仙台103
債務者　海老沢双葉
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第７９７号
仙台市太白区東郡山２丁目44番25号、従前の住所仙台市太白区郡山８丁目22番１－611号
債務者　小林真由美
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第８０４号
仙台市泉区南中山４丁目２番地の18
債務者　鈴木　秀伸
1　決定年月日時　平成29年２月８日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成29年４月10日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係